

実地指導における指導事項について (有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)



宮崎県福祉保健部指導監査・援護課

内容

- ① 実地指導の流れ
- ② 指摘事項の例



① 実地指導の流れ

実地指導の流れ

- ① 日程調整
 - ② 実施通知の送付 (県→事業所)
 - ③ 書類の確認やヒアリングの実施
 - ④ 結果通知の送付 (県→事業所)
 - ⑤ 改善報告書の提出 (事業所→県)
- 

② 指摘事項の例

令和5年度の指摘の傾向

運営指導指針

- 職員の配置
- 職員の衛生管理
- 管理規定の制定
- 非常災害対策
- 運営懇談会の設置等
- 健康管理と治療への協力
- 金銭管理等
- 身体的拘束等
- 経理・会計の独立
- 契約内容
- 重要事項の説明等
- 事故発生時の対応

指摘事項の例（職員の衛生管理）

事例①

職員の衛生管理

（例）

- ・ 職場におけるハラスメントの防止のための措置が講じられていない

職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない方針を明確し、職員へ周知啓発を行ってください。

➡ また、相談対応の担当者を定め、相談対応窓口を職員に周知してください。
なお、カスタマーハラスメントの防止のために必要な体制を整備することが望ましい点にも留意してください。

指摘事項の例（管理規程の制定）

事例②

管理規程の制定

(例)

- ・管理規程において、入居者の定員及び居室数の記載を現状に合わせて修正すること。なお、修正後は変更届を提出すること。
- ・管理規程において、家賃相当額の利用料が現状と相違しているため、見直しを行い、県に変更届を提出すること。

管理規程の記載内容が現状に即していない場合、指摘事項となる場合があります。

なお、修正後は県へ変更届を速やかに提出してください。

提出先は**長寿介護課**です。

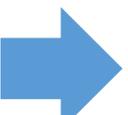
指摘事項の例（身体的拘束等）

事例③

身体的拘束等

（例）

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。また、委員会の結果について、介護職員その他の従業者への周知徹底が図られていない。
- 身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- 身体的拘束等の適正化のための研修が定期的実施されていない。

 身体的拘束を施設内で行っていない場合でも3月に1回以上の委員会の開催が必要であるほか、指針の整備、定期的な研修も必要です。8

指摘事項の例（身体的拘束等）

【参考】 身体的拘束の三原則

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

指摘事項の例（経理・会計の独立、契約内容）

事例④

経理・会計の独立

(例)

- ・当該有料老人ホームについての経理・会計がその他の事業経営と明確に区分されていないので、区分すること。

事例⑤

契約内容

(例)

- ・入居契約書において、月額で記載されている家賃、食費を現状に即して修正すること。

指摘事項の例（重要事項の説明等）

事例⑥

重要事項の説明等

(例)

- ・重要事項説明書における有料老人ホームの居室の状況が現状に即していない。
- ・重要事項説明書において、入居者の定員の記載が現状に即していない。
- ・重要事項説明書において、居室の一部に相部屋がある旨を記載すること。

重要事項説明書の記載内容が現状に即していない場合、指摘事項となる場合があります。

➡ なお、修正後は県へ変更届を速やかに提出してください。

提出先は**長寿介護課**です。

指摘事項の例（事故発生時の対応）

事例⑦

事故発生時の対応

（例）

- ・ 誤薬の事故について、県に報告されていないことが判明したので、ほかに事故報告が漏れているものがないか再度確認を行い、未報告分については県へ報告すること。

事故（例：骨折、誤薬等）が発生した際には、

➡ 事故報告書を速やかに県へ提出してください。

提出先は**長寿介護課**です。

